

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領

(地域活性化支援事業)

第1 趣 旨

この要領は、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業のうち、「地域活性化支援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域において、地域の伝統文化の伝承や都市部との交流、地域産業の発掘・発展などの活動を通じて、地域の活性化を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、中山間地域において、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組や、地域産業の発掘・発展、復活などの取組に要する経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
 - (1) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民とともに図る取組であること。
 - (2) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (4) 助成対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、市町、市町長が必要と認める個人事業者、企業、農業協同組合（ただし、地域産業取組については生産組織に係る取組は対象としない。）・商工会議所・商工会連合会等、広域的な地域運営組織、集落単位で活動を行う団体・グループ、NPO・ボランティア団体・自治会・老人クラブ等の住民団体（法人格の有無を問わない。）とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとし、ソフト事業のみの場合、間接補助又は直接補助のいずれかを選択できるものとする。

(1) 交付申請

ア 間接補助の場合（ハード事業及びソフト事業）

(ア) 事業実施主体は、要綱第7条第2項に係る申請書（以下「申請書」という。）（要綱様式第1号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出するものとする。

(イ) 市町長は、(ア)により提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号を作成し、(ア)の申請書とともに別表のとおり知事又は各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

イ 直接補助の場合（ソフト事業のみ）

(ア) 事業実施主体は、申請書（要綱様式第1号）を作成し、活動予定市町長の意見を付して、規則第5条に係る様式第1号と併せて、所長等に提出するものとする。

(イ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

(2) 実績報告

ア 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、要綱第15条に係る報告書（以下「報告書」という。）（要綱様式第1号）

を作成し、交付申請した市町長に提出するものとする。

(イ) 市町長は、(ア)により提出された報告書を適当と認めるときは、規則第17条に係る様式第5号を作成し、(ア)の報告書とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、報告の内容が適当と認めるときは、市町長に額の確定通知を行うものとする。

イ 直接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、報告書(要綱様式第1号)を作成し、規則第17条に係る様式第5号を付して所長等に提出するものとする。

(イ) 所長等は、市町長の協力を得ながら報告の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に額の確定通知を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領 (中山間地域コミュニティビジネス支援事業)

第1 趣 旨

この要領は、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業のうち、「中山間地域コミュニティビジネス支援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域において、地域資源の活用による特産品づくりや販売関連施設整備などを通じて、地域における新たな産業等を創出し、地域住民の活力を引き出すような取組や、地域に不足するサービスへの取組を支援し、豊かな地域生活を確保することを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、中山間地域において、地域資源を活用した特産品づくりのための製造・販売施設、農家レストラン、宿泊施設の整備など新たな起業や、社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする者の起業又は既に実施している事業者への事業拡大に伴う整備等に要する経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
 - (1) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民とともに図る取組であること。
 - (2) 原則として有償で行われ、かつ継続性のある事業であること。
 - (3) 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。
 - (4) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (5) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (6) 助成対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、市町長が必要と認める個人事業者、企業、農業協同組合（ただし地域産業取組については生産組織に係る取組は対象としない。）・商工会議所・商工会連合会等、広域的な地域運営組織、集落単位で活動を行う団体・グループ、NPO・ボランティア団体・自治会、老人クラブ等の住民団体（法人格の有無を問わない）
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとし、ソフト事業のみの場合、間接補助又は直接補助のいずれかを選択できるものとする。

(1) 交付申請

ア 間接補助の場合（ハード事業及びソフト事業）

- (ア) 事業実施主体は、要綱第7条第2項に係る申請書（以下「申請書」という。）（要綱様式第1号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出するものとする。
- (イ) 市町長は、(ア)により提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号を作成し、(ア)の申請書とともに別表のとおり知事又は各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- (ウ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

イ 直接補助の場合（ソフト事業のみ）

- (ア) 事業実施主体は、申請書（要綱様式第1号）を作成し、活動予定市町長の意見を付して、規則第5条に係る様式第1号と併せて、所長等に提出するものとする。
- (イ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

(2) 実績報告

ア 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、要綱第15条に係る報告書(以下「報告書」という。)(要綱様式第1号)を作成し、交付申請した市町長に提出するものとする。

(イ) 市町長は、(ア)により提出された報告書を適当と認めるときは、規則第17条に係る様式第5号を作成し、(ア)の報告書とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、報告の内容が適当と認めるときは、市町長に額の確定通知を行うものとする。

イ 直接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、報告書(要綱様式第1号)を作成し、規則第17条に係る様式第5号を付して所長等に提出するものとする。

(イ) 所長等は、市町長の協力を得ながら報告の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に額の確定通知を行うとともに、市町長に対して写しを送付するものとする。

第6 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、事業計画に対する達成状況を事業実施後3年間について、市町長へ別記様式1により翌年6月30日までに提出するものとする。

(2) (1)の報告を受けた市町長は、受理した報告書の写しを速やかに所管の所長等に提出するものとする

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領

(地域遊休施設活用支援事業)

第1 趣 旨

この要領は、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業のうち、「地域遊休施設活用支援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、中山間地域において、地域の遊休施設を改修し、住民の交流施設や地域レストラン、農産物加工施設など新たな地域コミュニティの再生を図るための取組に要する経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
 - (1) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民とともに図る取組であること。
 - (2) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (4) 助成対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。
 - (5) 事業対象となる遊休施設は、建設当初又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了又は終了見込みであること。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、市町、広域的な地域運営組織、集落単位で活動を行う団体・グループ、NPO・ボランティア団体・自治会・老人クラブ等の住民団体（法人格の有無を問わない）とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、当該市町長へ事業実施計画書（共通様式）を提出するものとする。
- (2) 市町長は事業計画の内容を適当と認めるときは、事業実施計画書をとっとり暮らし支援課に提出期限までに提出するものとする。

なお、提出期限はとっとり暮らし支援課長が別に定める。
- (3) 事業の採択にあたっては、提出のあった事業計画の中から民間等を含めた審査会における事業の審査に基づき決定する。
 - ア 審査方法
審査書類及び必要に応じてプレゼンテーションによる審査会を実施し、助成する事業計画を審査する。
 - イ 審査基準、採点基準、採択方法
審査基準は以下のとおりとする。
 - (ア) 社会貢献性・事業の必要性
事業そのものが地域課題解決に寄与する取組かどうか、地域に必要な事業かどうか等
 - (イ) 事業開始の実現性
資金調達（自己資金）の確保等の資金計画が妥当か、必要な人材は確保されているか、ニーズはあるか、事業実施に向けたスケジュールが妥当か等
 - (ウ) 事業の今後の継続性等
収支計画は実現性のある計画か（利用者数、利用料、運営経費、人材確保等）
 - (エ) 地域経済への貢献度等

中山間地域の雇用促進、地域産物等の活用等が図られるか、高齢者の見守りなど事業による効果以外の社会貢献が期待できるか、他地域への波及効果が期待できるかどうか等。

なお、採点基準及び採択方法は元気づくり推進局長が別に定める。

ウ 結果の連絡

審査結果については、審査を受けた全ての団体に文書にて通知する。なお、採択された事業案件は公表することがある。

エ 採択された場合、市町長は鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。）第5条に係る様式第1号を作成し、要綱様式第1号とともに別表のとおり知事又は各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

オ 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

第6 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、事業計画に対する達成状況を事業実施後3年間について、市町長へ別記様式2により翌年6月30日までに提出するものとする。

(2) (1)の報告を受けた市町長は、受理した報告書の写しを速やかに所管の所長等に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領 (中山間地域資産シェアリングシステム導入事業)

第1 趣 旨

この要領は、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業のうち、「中山間地域資産シェアリングシステム導入事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域において、遊休化した又は遊休化する可能性のある農林地、宅地、建物等の管理が放棄される前に把握し、利用希望者への情報提供を通じた共同利用や資産のマッチングによる利活用を通じて、中山間地域にある資産の荒廃を抑制するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、中山間地域において、遊休化した又は遊休化する可能性のある農林地、宅地、建物等の管理が放棄される前に所有者の意向把握、情報収集、利用希望者への情報提供等の取組に要する経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
助成対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町とする。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

(1) 交付申請

- ア 事業実施主体は、申請書（要綱様式第1号）を作成し、規則第5条に係る様式第1号と併せて、所長等に提出するものとする。
- イ 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

(2) 実績報告

- ア 事業実施主体は、報告書（要綱様式第1号）を作成し、規則第17条に係る様式第5号を付して所長等に提出するものとする。
- イ 所長等は、報告の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に額の確定通知を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領

(安全・安心活動支援事業)

第1 趣 旨

この要領は、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業のうち、「安全・安心活動支援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域において、暮らしを脅かす豪雪や鳥獣被害等自然の猛威から生活を守り、安心して生活できる環境を確保し、地域の活性化に繋げることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、中山間地域において、自然災害等に対する事前の取組（住宅の雪囲い・防護柵、集落内の除雪、地域防災計画の策定等）に要する経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
 - (1) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民とともに図る取組であること。
 - (2) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (4) 助成対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、市町、市町長が必要と認める広域的な地域運営組織、集落単位で活動を行う団体・グループ、NPO・ボランティア団体・自治会・老人クラブ等の住民団体（法人格の有無を問わない）とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、要綱第7条第2項に係る申請書（以下「申請書」という）（要綱様式第1号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出するものとする。
- (2) 市町長は、(1)により提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条に係る申請書（規則様式第1号）を作成し、申請書とともに別表のとおり知事又は各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- (3) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1 地区	2 該当市町	3 宛先	4 提出先
東部、八頭	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	鳥取県知事	元気づくり総本部東部振興監東部振興課
中部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	鳥取県中部総合事務所長	地域振興局
西部	米子市、大山町、南部町、伯耆町	鳥取県西部総合事務所長	地域振興局
日野	日南町、日野町、江府町	鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長	日野振興センター